

源師房「初冬扈從行幸、遊覽大井河。應製和歌」序注（下）

A Commentary on Minamoto-no-Morofusa's "Preface to His Waka Poem Composed for the Imperial Waka-making Party While the Emperor and His Entourage Were Traveling around Oi River in Early Winter"——(3)——

鈴木 徳男  
北山 円正

承保三（一〇七六）年十月に、白河天皇が嵯峨野・大井河に行幸した時に催した歌会における詠歌記録の序を注する。本稿では段落の(6)(7)について行う。また、この行幸と和歌序に関連する問題について述べる。

(6) 鵜群うぐんま酔よひに乗のりじて、各おの相あひ語かたりて曰いはく、「瑤池えうち周穆しゅうぼくの昔むかし、駿馬しゅんめに策さくうちて休やすむ所ところ無なく、汾河ふんが漢武かんぶの秋あき、佳人かじんを携たづへて以もつて忘わすれること能あたはず。豈あは如ましかむや我わがが君きみの、高たかく延えん長ちやうの旧則きうそくを追おひて、重おもく承保しやうほの新儀しんぎを開ひらくには」といふ。

群臣が、白河天皇が旧例にならいつつ新たな出遊を始めたことを、古の帝王の遊びに勝ると讃えている。「鵜群」は、宮廷の高官、殿上人。鵜鸞に同じ。『白氏文集』（卷十六・0986）「黄石巖下作」の「久別鵜鸞侶、深随鳥獸群」は、その例。『拾芥抄』（中本・官位唐名部）に、「殿上人 雲客、鴛鸞」とある。ここの「鵜群」は、天皇の

大井河遊覽に従う官人たち。

○誰人不<sub>レ</sub>感<sub>二</sub>此地之風流<sub>一</sub>、而列<sub>二</sub>鵝群<sub>一</sub>。振<sub>二</sub>鳳藻<sub>一</sub>者有<sub>レ</sub>限（『江吏部集』卷上、「三月三日、侍<sub>二</sub>左相府曲水宴<sub>一</sub>、同賦<sub>二</sub>因<sub>レ</sub>流汎<sub>レ</sub>酒<sub>一</sub>。応<sub>レ</sub>教詩」序。『本朝文粹』卷八）

○不<sub>レ</sub>獨<sub>二</sub>記<sub>二</sub>仙洞鵝群之遊<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>歌酒兩般之興<sub>一</sub>矣（『扶桑古文集』、藤原宗光「早夏於<sub>二</sub>鳥羽院<sub>一</sub>、同詠<sub>二</sub>郭公声稀<sub>一</sub>和歌」序）

○雞人投籤之声屢聞、鵝群飛蓋之駕未<sub>レ</sub>帰（『本朝統文粹』卷十、藤原敦光「初冬侍<sub>二</sub>中殿<sub>一</sub>、同賦<sub>二</sub>殘菊似<sub>二</sub>佳妓<sub>一</sub>」。応<sub>レ</sub>製詩」序）

「乗<sub>レ</sub>醉」は、酔いにまかせて、酔った勢いで。酒宴での酔いのために、この後に述べる思いが口について出たと言<sub>二</sub>う<sub>一</sub>。

○清昼隣看<sub>レ</sub>遲日暮、恨他乗<sub>レ</sub>醉踏<sub>レ</sub>花還（『田氏家集』卷之下、「暮春宴<sub>二</sub>菅尚書亭<sub>一</sub>、同賦<sub>二</sub>掃<sub>レ</sub>庭花自落<sub>一</sub>。各一字へ得<sub>レ</sub>還<sub>二</sub>」ノ一）

○乗<sub>レ</sub>醉執<sub>二</sub>予手<sub>一</sub>曰、元白再生、何以加<sub>レ</sub>焉（『本朝文粹』卷八、紀長谷雄「延喜以後詩序」）

「各相語曰」は、めいめいが語らつて言うことには。以下、宴席に集う人々が話した内容を引用している。こういう形式は、詩序・和歌序の終盤に見える常套表現である。

○各相語曰、琴樽難<sub>レ</sub>并、光陽易<sub>レ</sub>過（『本朝文粹』卷九、菅原文時「北堂文選竟宴、各詠<sub>二</sub>句<sub>一</sub>、得<sub>二</sub>遠念<sub>二</sub>賢士風<sub>一</sub>」詩序）

○杖<sub>レ</sub>醉乗<sub>レ</sub>興、各相語曰（『本朝小序集』、藤原広業「早春陪<sub>二</sub>長秋宮<sub>一</sub>」和歌序）

○及<sub>二</sub>于彼堯樽醉闌、燕席漏文<sub>一</sub>、各相語曰（『扶桑古文集』、藤原尹通「初冬於<sub>二</sub>鳥羽院<sub>一</sub>、同詠<sub>二</sub>松契<sub>二</sub>週年<sub>一</sub>和歌」序）

「瑤池」は、崑崙山にあるという池。周の穆王が仙女西王母と会した場所としてよく知られている。

○周穆天子、觴西王母于瑤池之上。西王母為天子謠曰、白雲在天、山陵自出、道里悠遠、山川間之、將子無死、尚能復來。〔『芸文類聚』卷四十二・歌〕

○瑤池西赴王母宴、七廟經年不親薦。〔『白氏文集』卷四・0150、「八駿図」〕

○不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>趁<sub>レ</sub>瑤池、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>臨<sub>レ</sub>梓沢。〔菅家文章』卷一、「八月十五夜、嚴閣尚書、授後漢書畢。各詠史、得黃憲」詩序。『本朝文粹』卷九〕

〔周穆〕は、周の国の穆王。

○想周穆之濟師、驅八駿於蘊壘。〔『文選』卷十二、郭景純「江賦」〕

○梁元之昔遊、春王之月漸落、周穆之新會、西母之雲欲歸。〔『本朝文粹』卷十一、菅原文時「仲春内宴、侍仁寿殿、同賦鳥声韻管絃。応製」詩序。『和漢朗詠集』卷下・帝王〕

○禪閣詣高野給云々……還向之次、詣粉川。又眺望不木阿氣（吹上）・和加浦（和歌浦）云々。法周穆之昔歎。〔『台記』康治三（一一四四）年二月十三日〕

〔策〕は、馬をむちで打って走らせる、鞭打つ。〔『新撰字鏡』（卷八）には、「打也、馬槌也」、〔類聚名義抄』（僧上）には「ムチウツ」とある。〕

○驅車策駑馬、遊戲宛与洛。〔『文選』卷二十九、「古詩二十九首」ノ三〕

○古人達機兆、策馬遊近関。〔同卷二十三、歐陽堅石「臨終詩」〕

〔駿馬〕は、足の速い馬。白居易「八駿図」の「穆王八駿天馬駒」「八駿駒来周室壞」がこれに当たる。「八駿図」によれば、穆王が「八駿」を駆って向かった先の一つに、「瑤池西赴王母宴」つまり「瑤池」の西王母の宴がある。和歌序の「瑤池周穆之昔、策駿馬無所休」は、「八駿図」を踏まえている。

○燕君市駿馬之骨、非欲以騁道里。〔『文選』卷四十一、孔文举「論盛孝章書」〕

○周穆王之会<sup>△</sup>「靈山」也、緑耳之駿馬<sup>△</sup>、唯有<sup>△</sup>八焉（本朝統文粹」卷十二、藤原敦光「太上皇高野御塔供養」願文）  
 「無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>休」は、穆王が「駿馬」に乗って天下のすみずみまで出かけたので、「駿馬」は休む時がなかったことを言う。これも「八駿図」に基づく。

○四荒八極踏<sup>レ</sup>欲<sup>レ</sup>遍、三十二蹄無<sup>△</sup>歌時（「三十二蹄」は、「八駿」八頭の駿馬のこと）

「瑤池周穆之昔、策<sup>レ</sup>駿馬<sup>△</sup>而無<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>休」は、白居易の「八駿図」を踏まえて、駿馬を手に入れたために政治を疎かにした周の穆王の事蹟を記している。「瑤池」での西王母との遊びは、穆王の「佚遊」（「八駿図」の詩題注に、「戒<sup>レ</sup>奇物<sup>△</sup>懲<sup>レ</sup>佚遊<sup>△</sup>也」とある）の一つとして「八駿図」に引いており、皇帝自らが戒めるべき行為の例なのである。また、「八駿図」以前では、「列子」（周穆王）に、「八駿之乗」で「馳<sup>△</sup>驅千里」して、「升<sup>△</sup>崑崙之丘」り、「遂賓<sup>△</sup>于西王母、觴<sup>△</sup>于瑤池之上。西王母為<sup>レ</sup>王謠、王和之」したという。そして王は、「於<sup>△</sup>乎<sup>△</sup>一人、不<sup>△</sup>盈<sup>△</sup>于德、而<sup>△</sup>諧<sup>△</sup>於<sup>△</sup>樂。後世其追<sup>△</sup>數吾過乎」と、自らの放態を歎じたのであった。ところが、序の作者源師房は、この後「豈如<sup>△</sup>我君」と、白河天皇のこのたびの出遊には及ばないと述べているので、この二句を好ましくない遊びと解しては、天皇を讚える文脈には合わない。古の天子のめでたい遊びとして、「瑤池」における西王母との会合を挙げたつもりなのである。つまり、「八駿図」を利用しながら、白居易の批判とは逆の意味に変えているのである。なお、この行幸の二年後に催した内裏歌合（承暦一<sup>△</sup>一〇七八<sup>△</sup>年四月二十八日）の「殿上記」は、「侍<sup>△</sup>座者」が語った、「迢思<sup>△</sup>周穆之昔会、未<sup>△</sup>如<sup>△</sup>燕遊之新儀」を引いている。穆王の西王母との遊びはこの度の歌合には及ばないと、白河天皇の催しを褒め上げている。穆王の「昔会」が良き遊びでないなら、このような評価はできない。「瑤池」における西王母との会合があるべきではない遊びなら、白河天皇の行幸との比較はありえないのである。

「汾河」は、汾水。山西省寧武県から西南に向かい黄河に注ぐ河。

○泛<sup>△</sup>樓舡<sup>△</sup>兮濟<sup>△</sup>汾河<sup>△</sup>、横<sup>△</sup>中流<sup>△</sup>兮揚<sup>△</sup>素波（『文選』卷四十五、漢武帝「秋風辞」）

○漢帝臨汾水、周仙去洛濱、「李嶠百廿詠」、「歌」

○陰連潘岳晉閣上、色映劉王汾水流（『経国集』卷十三、小野篁「秋雲篇、示同舍郎」）

先の「瑤池」と対をなす例には次がある。

○嫌汾水之独遊、思龍山而延千品、狹瑤池之孤賞、倚鳳宸而命群臣（『本朝文粹』卷十一、大江朝綱「重陽日侍宴、同賦寒雁識秋天。応製」詩序）

○何唯瑤池賦詩、遙往來於春宵之月、汾水奏樂、漫遊泛秋風之波而已哉（『江吏部集』卷下、「重陽侍宴、同賦花菊映宮殿。応製詩」序）

「漢武」は、漢の武帝。

○昔漢武為霍去病治第（『文選』卷三十七、曹子建「求自試表」）

○採故事於漢武、則赤莢挿宮人之衣、尋旧跡於魏文、亦黃花助彭祖之術（『本朝文粹』卷十一、紀長谷雄「九日侍宴、觀賜群臣菊花。応製」詩序、「和漢朗詠集」卷上・九日）

「汾河漢武之秋」は、漢の武帝が河東に行幸し、船で汾水を渡るなどの遊びを行ったことを言う。「秋風辭」（『文選』卷四十五）は、武帝のこの時の、満ち足りた気持ちと歎を尽くした後の悲しみや老いへの感慨を描いており、よく知られている。つづく「携佳人以不能忘」は、「秋風辭」の一句「蘭有秀兮菊有芳、携佳人兮不能忘」をほぼそのまま引いたもの。「佳人」は、美人。

○踏隨遊騎心長惜、折贈佳人手亦香（『白氏文集』卷五十三・2388、「憶杭州梅花、因叙旧遊、寄蕭協律」）

○佳人尽飾於晨粧、魏宮鐘動、遊子猶行於残月、函谷鷄鳴（『和漢朗詠集』卷下・曉）  
「汾河」での「佳人」を伴った遊びは忘れ得ぬものであったと、そのすばらしさに賛辞を送っている。

「豈如我君」は、あの佳遊を繰り広げた周の穆王や漢の武帝も白河天皇に及ぶものではないと、このたびの行幸を高く評価している。「豈如」は、どうして及ぶことがあるうか、とても匹敵などしないの意。

○彼偏抛ハカリ而規ホサ小、豈如宅マチ中而凶レ大(『文選』卷三、張平子「東京賦」)

○豈如惜半日之残暉、期千秋之後會(『本朝文粹』卷八、源順「九月尽日、於弘性院惜秋」詩序)

「我君」は、帝王の唐名。天皇のこと。(1)の「聖上」に同じ。「我后」とも記す。『拾芥抄』(中本・官位唐名部)には、「帝王 天子、皇帝、主上、天皇……我后……」とある。

○我君毎遇春日、每及花時(『菅家文章』卷五、「春惜桜花。応製」序。『本朝文粹』卷十)

○我君仁被動殖、徳合乾坤(『本朝統文粹』卷十、藤原国成「九月九日侍宴、同賦菊開水岸香。各分二字。

応製詩」序)

「延長之旧則」は、延長四(九二六)年十月十九日に、醍醐天皇が大井河に行幸したことを言う(追徹朗「小倉山みねのもみぢ葉」詠歌年次考「延喜七年説を疑う」)『王朝文学の考証的研究』所収、参照。

○天皇幸大井河。法皇同幸(『日本紀略』)

○天皇行幸大井河。親王卿相、皆以相従。太上法皇、同以御行。雅明親王供奉(『扶桑略記』)

「旧則」は、いにしへの掟、決まり。ここでは先例、旧例の意。

○萬邦既化、率由旧則(『文選』卷二十、曹子建「責躬詩」。李善注「毛詩曰、不愆不忘、率由旧章」)

白河天皇は醍醐天皇の行幸を先例として、自らも催行したことを師房が述べている。「承保之新儀」は、承保三年十月二十四日におこなったこのたびの白河天皇の大井河行幸。

○行幸大井河。御鷹逍遙也。公卿侍臣等、皆以供奉。右大臣源朝臣師房、述和歌序。出居式部卿敦賢親王、参於御船、列大臣座之上。但馬守源高房、於桂河梅津辺、作御在処矣(『扶桑略記』)

「新儀」は、新たに威儀を正した姿、装いを新たにした様子。この行幸の有様・内容について言う。例には、先に引いた承暦二年内裏歌合の「殿上記」に見える「未<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>燕遊之新儀」のほか、次がある。

○鶴<sub>レ</sub>歸<sub>二</sub>旧里<sub>一</sub>、丁<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>威<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>詞<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>聞、龍<sub>レ</sub>迎<sub>二</sub>新儀<sub>一</sub>、陶<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>公<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>駕<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>眼（『都氏文集』卷五、「神仙」対策文。『和漢朗詠集』卷下・鶴。『本朝文粹』卷三）

○吏部記、天曆四年十月八日へ九日節停止後、属文徒常愁寂然。今有<sub>二</sub>新儀<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>来月上旬<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>食残菊宴<sub>一</sub>……（『政事要略』卷二十四・九日節会事）

○禅僧詞客之合<sub>レ</sub>契、雖<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>長元之新儀<sub>一</sub>、山雲林月之無<sub>レ</sub>情、自<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>康保之故事<sub>一</sub>（『本朝統文粹』卷八、菅原定義「暮春勸学会、於<sub>二</sub>随願寺<sub>一</sub>、聽<sub>二</sub>法華經<sub>一</sub>。同賦<sub>二</sub>漸漸積<sub>一</sub>功德。各分<sub>二</sub>一字<sub>一</sub>詩」序）

周の穆王と漢の武帝の遊びも、延長四年の先蹤を踏襲し、承保三年に到つて装いを一新した、このたびの大井河行幸のすばらしさには及ばないと、白河天皇の催しを大いに讃えている。

（現代語訳）

殿上人らが酔いのまま、それぞれ語ることには、「瑤池で周の穆王が西王母と遊んだ昔、王は駿馬に鞭打つて駆け回り休むこともなく、汾河で漢の武帝が船遊びをした秋、帝は美人を連れて行って忘れられない思いだったという。だが、主上の行幸に及びはしない、延長の御代の大井河行幸の先例にのっとられ、承保の御代に新たにこの儀を始められたことには」と。

(7) 臣<sub>レ</sub>の如<sub>レ</sub>き者、忝<sub>レ</sub>なくも明詔<sub>レ</sub>を蒙<sub>レ</sub>りて、慙<sub>レ</sub>に鄙<sub>レ</sub>懐<sub>レ</sub>を抽<sub>レ</sub>きいづ。愧<sub>レ</sub>づる所は、当<sub>レ</sub>時に采<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>く、後<sub>レ</sub>代に嗤<sub>レ</sub>ひを貽<sub>レ</sub>すこと。遂<sub>レ</sub>に酒盃<sub>レ</sub>の情<sub>レ</sub>を蕩<sub>レ</sub>かすに因<sub>レ</sub>りて、正<sub>レ</sub>に筆硯<sub>レ</sub>を課<sub>レ</sub>して志<sub>レ</sub>を述<sub>レ</sub>ぶ。其<sub>レ</sub>の詞<sub>レ</sub>に曰<sub>レ</sub>はく、

源師房が序を執筆することへの謙辞を述べて結びとする。「如<sub>レ</sub>臣者」は、私のような者。天皇に上奏する表などによく用いる。「臣」は、君（ここでは白河天皇）に対してへりくだった姿勢・立場を示す語。

○如<sub>レ</sub>臣者、無<sub>レ</sub>芸無<sub>レ</sub>才、非<sub>レ</sub>文非<sub>レ</sub>武（『本朝文粹』巻五、大江朝綱「為<sub>二</sub>清慎公、辞<sub>二</sub>右大臣第二表」）

○如<sub>レ</sub>臣者、久積<sub>二</sub>草螢之耀、漸老<sub>二</sub>木雁之間（同巻十一、大江朝綱「重陽日侍<sub>レ</sub>宴、同賦<sub>二</sub>寒雁識<sub>二</sub>秋天。応製」詩序）

○如<sub>レ</sub>臣者、顧<sub>二</sub>庸才<sub>一</sub>以服膺、知<sub>二</sub>榮于李部之員外（『本朝統文粹』巻十、藤原国成「九月九日侍<sub>レ</sub>宴、同賦<sub>二</sub>菊開水岸香。各分<sub>二</sub>一字。応製詩」序）

「忝」は、かたじけない、もつたいない。『篆隸萬象名義』（第二）には、「辱也」とある。『類聚名義抄』（僧下）には、「カタシケナク」の訓がある。

○忝<sub>ヨリ</sub>藉<sub>二</sub>世資、得<sub>レ</sub>參<sub>マシ</sub>纓冕（『文選』巻四十、沈休文「奏<sub>二</sub>彈王源」）

○忝<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>下菜、思<sub>レ</sub>齊<sub>ニ</sub>上聖（『性靈集』巻十、「暮秋賀<sub>二</sub>元興僧正大徳八十詩」序）

○臣忝<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>鴻才、誤<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>鳳詔（『本朝文粹』巻十一、大江朝綱「早春侍<sub>二</sub>内宴、同賦<sub>二</sub>晴添<sub>二</sub>草樹光。応製」詩序）

「明詔」は、明かな詔。「明」はここでは「詔」の美称、または敬称。

○吳平之初、明詔<sub>ヲ</sub>追<sub>レ</sub>録<sub>二</sub>先賢、欲<sub>レ</sub>封<sub>二</sub>其墓（『文選』巻三十八、張士然「為<sub>二</sub>吳令謝詢、求<sub>下</sub>為<sub>二</sub>諸孫置<sub>守</sub>家人上表」）

○春辞秋入、聖君之明詔（『性靈集』巻三、「贈<sub>二</sub>伴按察平章事赴<sub>二</sub>陸府」詩序）

○輒<sub>スナハチ</sub> 応<sub>レ</sub>明詔、弁論執議（『本朝文粹』巻八、小野篁「令義解序」）

「愁」は、無理矢理、気が進まないのに勉めて。『類聚名義抄』（法中）に「ナマシヒ」の訓がある。

○慙<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>重席之才、愁<sub>レ</sub>染<sub>二</sub>禿筆<sub>一</sub>而記（『本朝文粹』巻十、大江以言「夏日侍<sub>二</sub>左相府池亭、諸道講論後、同賦<sub>二</sub>松声当<sub>二</sub>



夏寒。応<sub>レ</sub>教<sub>一</sub>」詩序)

○不能<sub>レ</sub>地忍<sub>、</sub>愁<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>天覽<sub>一</sub> (藤原清輔「統詞花和歌集」跋文)

他の例は、鈴木・北山「統詞花和歌集」跋文注」(「相愛女子短期大学研究論集」第四十一卷)参照。「鄙懐」は、いやしい思い、卑見、自分の考えを謙遜して言う語。和歌序に記した我が思いについて言う。詩序の末尾によく用いる。

○去歲罷<sub>二</sub>杭州<sub>一</sub>、今春領<sub>二</sub>吳郡<sub>一</sub>。慙<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>善政、聊<sub>レ</sub>写<sub>二</sub>鄙懐<sub>一</sub>、兼寄<sub>二</sub>三相公<sub>一</sub> (『白氏文集』卷五十四・2417 詩題)

○聊<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>鄙懐<sub>一</sub>、謬<sub>レ</sub>即<sub>二</sub>勝事<sub>一</sub> (『本朝文粹』卷九、大江以言「暮秋陪<sub>二</sub>左相府宇治別業<sub>一</sub>即事」詩序)

○愁<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>凡木之鄙懐<sub>一</sub>、忝<sub>レ</sub>記<sub>二</sub>仙叢之勝概<sub>一</sub> (『本朝統文粹』卷十、藤原義忠「暮秋侍<sub>レ</sub>宴、同賦<sub>二</sub>菊為<sub>二</sub>花第一<sub>一</sub>。各分<sub>二</sub>一字<sub>一</sub>。応<sub>レ</sub>製詩」序)

師房が序者になったのは、「公宴序者、大臣若大納言中納言也。参議雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>例、猶上卿之役也」(『八雲御抄』卷二・作法部・序者)と、公宴では上卿が勤めるのが慣例だったからである。同書のつづく「震遊」には、「承保三年十月大井行幸、右大臣師房(無<sub>二</sub>上臈之可<sub>レ</sub>書<sub>一</sub>、專<sub>一</sub>歟)」とあつて、師房が序を執筆する人物として相応しかったことを述べている。

「当時」は、現在、ただ今。

○当時<sub>レ</sub>享<sub>二</sub>其功利<sub>一</sub>、後世頼<sub>二</sub>其英声<sub>一</sub> (『文選』卷十一、何平叔「景福殿賦」)

○有<sub>レ</sub>識<sub>二</sub>之人<sub>一</sub>、撰<sub>二</sub>文書之艷句<sub>一</sub>、詠<sub>二</sub>当時之美様<sub>一</sub> (『新撰万葉集』卷下・序)

○凡<sub>一</sub>一結衆、当時<sub>レ</sub>後代<sub>一</sub> (『本朝統文粹』卷十一、藤原明衡「比叡山不断経縁起」)

「無采」の「采」は、色、彩り。『新撰字鏡』(巻七)に、「色也」とある。またはあや(文)。綵に同じ。「采」が「無」いとは、文飾・文藻がないこと、文章が拙劣であることを意味する。

○須<sub>レ</sub>振<sub>レ</sub>鳳凰之文彩<sub>一</sub>、以慣<sub>レ</sub>鸚鵡之言詞<sub>一</sub>（『朝野群載』卷十三、藤原明衡「明<sub>レ</sub>城市<sub>一</sub>」策問）

○彼玄成者、韋賢之少子、文彩過<sub>レ</sub>父、慈明者、荀氏之一龍也（『本朝統文粹』卷六、藤原敦光「請<sub>レ</sub>特蒙<sub>レ</sub>天慈<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>學問料於男學生正六位上成光<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>繼<sub>レ</sub>儒業<sub>一</sub>状」）

「後代」は、のちの代、今より後の時代。対をなす「当時」で引いた、「本朝統文粹」以外の例には次がある。

○後代迷<sub>レ</sub>一時之事<sub>一</sub>、常<sub>レ</sub>以此為<sub>レ</sub>国家之大務<sub>一</sub>（『文選』卷九、楊子雲「長楊賦」）

○庶<sub>コトヲ</sub>俾<sub>ハク</sub>後代之觀<sub>ヲ</sub>今<sub>コトヲ</sub>、知<sub>レ</sub>明時之勝事<sub>一</sub>（『本朝文粹』卷十一、紀長谷雄「九日侍宴、觀<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>群臣菊花<sub>一</sub>。応<sub>レ</sub>製<sub>一</sub>詩序）

「貽<sub>レ</sub>嗤<sub>一</sub>」は、笑いを残す、つまり笑われること。「貽」は、のこす、おくる。『類聚名義抄』（仏下本）の訓には、「ノコス、オクル」がある。「嗤」は、嘲りわらう、わらう。『類聚名義抄』（仏中）の訓に「アサケル、ワラフ、ソシル」などがある。序者師房は、この拙い序が、後世の人々から嘲りの笑いを蒙ることを恥じている。むろん謙遜の詞であり、序ではこういう書き方するのが普通であった。

○吾亦不能<sub>レ</sub>忘嘆<sub>一</sub>者、畏<sub>レ</sub>後世之嗤<sub>一</sub>余也（『文選』卷四十二、曹子建「与<sub>レ</sub>楊德祖<sub>一</sub>書」。五臣注「恐<sub>レ</sub>後代笑<sub>レ</sub>我<sub>一</sub>也。嗤<sub>ハク</sub>笑<sub>一</sub>也」）

○乃記<sub>レ</sub>大概<sub>一</sub>、貽<sub>レ</sub>於将来<sub>一</sub>（『雜言奉和』、紀長谷雄「秋日陪<sub>レ</sub>左丞相城南水石之亭<sub>一</sub>、祝<sub>レ</sub>藏外史大夫七旬之秋<sub>一</sub>。応<sub>レ</sub>教<sub>一</sub>詩序）

○請記<sub>レ</sub>遺華<sub>一</sub>、貽<sub>レ</sub>于来葉<sub>一</sub>（『江吏部集』卷中、「仲春積篁、聽<sub>レ</sub>講<sub>レ</sub>古文孝経<sub>一</sub>、同賦<sub>レ</sub>孝徳本<sub>一</sub>」詩序）

「酒盃」は、さかすき。

○遊<sub>レ</sub>山弄<sub>レ</sub>水携<sub>一</sub>詩卷<sub>一</sub>、看<sub>レ</sub>月尋<sub>レ</sub>花把<sub>一</sub>酒盃<sub>一</sub>（『白氏文集』卷五十六・2689、「憶<sub>レ</sub>晦叔<sub>一</sub>」）

「蕩<sub>レ</sub>情<sub>一</sub>」は、心地よさや誘惑などによって緊張が緩むこと、こころを動かす。『類聚名義抄』（僧上）に、「トラカス」

の訓がある。酒で気が大きくなった勢いで、筆を執ったと言いつををしている。

○由来尤物不<sub>レ</sub>在大、能<sub>レ</sub>蕩<sub>レ</sub>君心、則<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>害（『白氏文集』巻四・0150、「八駿図」）

○傾<sub>レ</sub>二盃<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>楽、当<sub>レ</sub>雜<sub>レ</sub>蕊<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>蕩<sub>レ</sub>情（『江吏部集』巻下、「暮春於<sub>レ</sub>右大丞亭子、同賦<sub>レ</sub>逢<sub>レ</sub>花傾<sub>レ</sub>二盃<sub>一</sub>詩」序。『本朝文粹』巻十）

○少者脂粉歌吟、以<sub>レ</sub>蕩<sub>レ</sub>人心、老者担<sub>レ</sub>簪擁<sub>レ</sub>棹、以<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>己任（『本朝文粹』巻九、大江以言「見<sub>レ</sub>遊女」詩序）

「筆硯」は、筆と硯。「課<sub>レ</sub>筆硯」は、執筆すること、詩文を著すこと。

○吟来携<sub>レ</sub>筆硯、宿去抱<sub>レ</sub>衾裯（『白氏文集』巻六十四・3084、「重修<sub>レ</sub>香山寺<sub>一</sub>畢、題<sub>レ</sub>二十二韻<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>紀<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>）

○今寓<sub>レ</sub>眺望、以<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>筆硯（『本朝文粹』巻十、大江以言「暮春施<sub>レ</sub>無畏寺<sub>一</sub>眺望」詩序）

「述<sub>レ</sub>志」は、心のうちを述べる。詩題の例に、梁の簡文帝「被<sub>レ</sub>幽<sub>レ</sub>述<sub>レ</sub>志<sub>一</sub>詩」（『全梁詩』巻二）、大津皇子「述<sub>レ</sub>志」（『懷風藻』）がある（小島憲之「近江朝前後の文学 その二」『萬葉以前』所収、参照）。師房は、行幸に関わった自らの思いを歌序に託したことになる。

「其詞曰」は、序の末尾に記して、以下に詩や和歌を引用することを示す措辞。ただし、この歌会の記録は失われており、和歌は諸歌集に収載するもの以外は見られない。

○愁詠<sub>一</sub>和歌、聊詠<sub>一</sub>老思。其詞曰（『江吏部集』巻中、「暮秋泛<sub>レ</sub>大井河、各言<sub>レ</sub>所懷<sub>一</sub>和歌序」。『本朝文粹』巻十一）

○仍詠<sub>一</sub>和詞、各祝<sub>一</sub>遐齡。其詞曰（『本朝統文粹』巻十、藤原明衡「秋夜詠<sub>一</sub>月照<sub>一</sub>松和詞」序）

#### （現代語訳）

私のような者が、もったいなくもご下命をいただいて、かろうじてつまらぬ思いを書き記したのである。恥ずかしいのは、今においては文章には文彩がなく、後世にあざ笑いを残すことだ。とうとう酔い心地で気が緩んだと

ところで、執筆を自ら課して心のうちを述べるのである。その歌には言う、

（付 説）

この歌会が開かれた大井河行幸は、『扶桑略記』に「行幸大井河。御鷹追遙也」とあるように、狩を中心とした催しであった。『今鏡』（すべらぎの中・もみぢのみかり）の「大井河にみゆきせさせたまひて、嵯峨野に遊ばせたまふ。み狩なんどせさせたまふ」も、そのあたりの状況を述べている。『中外抄』（下）の「御狩の行幸」、『宝物集』（巻二）「野の行幸」、『十訓抄』（第十）の「野のみゆき」も、何が主眼であったかを伝えている。行幸に扈從したのは、「公卿侍臣等、皆以供奉」（『扶桑略記』）と高官や天皇の側近全員であったという。記録などにとどめられている姓名を挙げておく。『扶桑略記』に記す式部卿敦賢親王、序者の右大臣源師房以外には、事前に下見をした関白左大臣藤原師実もその一人である。さらに「但馬守源高房、於桂河梅津辺、作御在処矣」とある。ただ、高房が供奉の一員かどうかは定かではない。『助無智秘抄』（大井鷹狩行幸事）には從駕する人々の衣裳を記しており、「関白殿アカ色ノ袍ナリ」とある。同書にはほかにも多くの人々の姓名を記録しているので挙げておく。「左右近衛将各二人タカカヒタリ。件人ノ装束水干ナリ。神妙也。左近中将公実朝臣、右近中将基忠ナリ」と、藤原公実・藤原基忠が鷹飼の任を勤めていた。また、「件度供奉藏人等」として、「左衛門尉藤原孝清、左衛門尉平時範、左兵衛尉藤原家実、大膳権亮藤原惟信、非藏人式部丞橘致綱、蔭孫高階能遠、蔭孫源行実、藏人頭左近中将源雅実、藏人頭源俊実、左少弁藤通俊」（各人の衣服についての注記は省略）を挙げている。『柱史抄』（下・野行幸事）には、「被講和歌之後」に、「召大内記藤原成季、被仰勸賞事」と記しており、成季が勸賞の任に当たっている。

楽人としては、船楽を奏させるために、「龍頭二大神惟季」、「鶴首」に「井戸次官秋宗」を召したが、秋宗は臆してしまつて川に笛を落としたために、「武吉ト云フ伶人」が代わりに吹いたという（『教訓抄』巻四・放鷹楽。『十訓

抄』第十。「井戸」は『懐竹抄』には「井戸部」とある。「武吉」は『龍鳴抄』上によれば、「たけよし」。舞人として、「光季、高季、則季、成兼、恒遠」と「行高」が選ばれている。世系不詳の成兼、恒遠を除けば、他は伯氏（『教訓抄』巻四・放鷹楽。『十訓抄』第十七）。

歌会の記録は、師房の序に続く部分は元来の形では残っていないが、諸歌集には収載されている。以下歌人名と歌集名を挙げておく（橋本不美男『院政期の歌壇史研究』第一章「白河院と和歌」参照）。白河天皇（『後拾遺集』三七九）、藤原俊家・藤原伊房（『新勅撰集』四七九・四八〇）、弁乳母・藤原師房（『統後撰集』一三四九・一三五七）、大江匡房（『江師集』一三三三・『続古今集』一八九三）、源経信（『経信集』一四七・『新千載集』六二三）、藤原公実・藤原祐家・敦賢親王（『新拾遺集』五四一・五八七・七〇九）。「公卿侍臣等、皆以供奉」（『扶桑略記』）はそのとおりであろう。規模の大きい華やかな催しであったことが知られる。白河天皇の威厳を内外に知らしめたと言つてよいだろう。

右の和歌の表現と序との関連について触れておく。

大井河ふるき流れをたづねきて嵐の山の紅葉をぞ見る（白河天皇）

大井河ふるきみゆきの流れにて戸奈瀬の水もけふぞ澄みける（藤原俊家）

いにしへの跡をたづねて大井河紅葉の御舟ふなよそひせり（源経信）

大井河けふのみゆきに紅葉葉も流れ久しきるせきにぞ見る（藤原祐家）

は、この行幸が、(6)「高追」延長之旧例」、醍醐天皇が延長四年十月に催した旧例にならうものであると述べることに重なる。また俊家詠の「戸奈瀬の水もけふぞ澄みける」や、

大井河けふのみゆきのしるしにや千代にひとたび澄みわたるらん（藤原伊房）

大井河千代にひとたび澄む水のけふのみゆきにあひにけるかな（大江匡房）

大井河みかさやまさる亀山の千代のかげ見るみゆきと思へば（敦賢親王）

は、(5)「河水一清、満眼者千秋之色」と、河の水の澄むことが聖人出現の瑞祥という、白河天皇の御代を寿ぐ表現と同じである。内容からすると、和歌の主題が、右の二点にあることが知られる。

『十訓抄』（第十）は、師房が国成（姓不詳、師房の師匠）にこの和歌序を見せたところ、「和歌序の躰にあらず、詩序に似たり」と言われ、師房は、「我れ詩序を不可書。我れ和歌の才学を此の時書かざらんはと思ひて」と答えたこと記している（『古事談』巻一にも、同旨の説話を載せている）。国成の意見は、この和歌序が長文であること、引用の故事が中国に偏っていることに拠るといふ。また師房の主張は、通常詩序には殿舎社寺のみに訓詞を用いているのに対して、「大井河」「嵯峨野」などと、地名に訓詞を用いた点にあるといふ（大曾根章介「和歌序小考」『日本漢文学論集』第一巻、所収）。序の長い理由は、行幸の始終やその挙行に到る経緯を詳しく述べているからである。序は、(2)白河天皇の意向に始まって、(4)行程、大井河の風景・舟遊の模様、(5)(6)終わり近くの天皇賛美、(7)最後に師房の序執筆への言及で締め括っている。一編の記録と言えよう。和歌序としては異例である。なぜこのような形態になったのかは、序末尾の(7)「正課筆視而述志」から読み取るべきであろう。とくに「述志」によく現れている。この語に師房の思いが託されていると見てよからう。(2)「雖有前鑑、奈荒楽何」と、行幸が「荒楽」に向かうのではないかという天皇の危惧に対して、師房は、(3)「請占行宮於山辺、纘舟於河上」のように、費用を抑えた設えにしてほしいと進言して、実現にこぎ着けている。ここで行幸をおこなうに当たって、自分が深く関与していることを強調している。この具申は、いたるところで取り入れられた。(4)には、「車馬」の経費は節約し、道中ではついでに「雉兔之遊」をし、天皇が「瑠館」「華船」にいる時も、「青苔」は「綺席」となり、「紅葉」を「貝錦」に見

立てて、無駄な費用を省きながらあでやかであり、船遊びにおいては、楽の音に「鹿鳴」が加わり、「漁火」が燈火の代わりとなったとある。終始出費を控える姿勢を貫いている。師房の意見はそのまま反映され、そのお陰で天皇は(5)「山水」から祝福を受け、古にまさる(6)「新儀」を開いたと臣下の称賛を得た。行幸を実現に導き、「荒楽」を回避して意義ある内容に仕立てたという自負が、序に現れていると言えよう。朝廷の重臣が、序を執筆する栄誉だけではなく、行幸のあり方を示し、それが実現した誇りを、盛り込んでいると解してもよいのではあるまいか。こういった事情が、序を異例な長さにしたと考えるべきだ。